

議案第 2 2 号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成20年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条本文中「70円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に賦課する保険料に係る督促手数料について適用し、同日前に賦課した保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保険料に係る督促手数料について、所要の改正を行うものであります。